

カラーマネージメント協会アダムス会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、カラーマネージメント協会アダムスと称する。
（ Association of digital analysis for colormanagement solution = Adams ）

第2条（所在地）

本会は、事務所を委員長が指名した運営委員の勤務先内に置く。

第2章 会員憲章及び事業

第3条（会員憲章）

本会は、次の項目について順守する。

- 1 相互扶助精神をもとに情報交換を常とすること
- 2 フェア&ボランティア精神を持つこと
- 3 自発的かつ積極的に活動参加すること

第3章 会員

第4条（種別）

本会の会員は、次のとおりとする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同して入会した者
- （2）学生会員 本会の目的に賛同して入会した専門学校または大学およびこれに準ずる学校に在籍している者（ただし、大学院も含む）
- （3）賛助会員 本会の事業を援助する個人または法人

第5条（入会）

本会の会員を希望する者は、入会申込書（形式自由）を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。
ただし、やむを得ない場合は、口頭など何らかの伝達手段でも構わないものとする。

第6条（退会）

会員が本会を退会しようとするときは、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。

会員が次に該当するときは、退会したものとみなす。

- （１）法人または団体が解散したとき
- （２）会費を納入せず、督促後なお会費を納入しないとき、または連絡が取れずに一定期間過ぎたとき。
なお、期間についてはその都度運営委員会で諮問する。

第7条（除名）

会員が次に該当するときは、運営委員会の議決を経て除名することができる。

- （１）本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
- （２）本会の会員としての義務に違反したとき
なお、会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う。
また、運営委員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- 1 会費を払っている者のみを会員とする。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 ここでいう会費とは、事務費を指す。
- 4 事務費は特別な事由なき場合、督促日より起算してひと月以内に振込をすることとする。
また、未納の場合は、督促状を発行し、その発行日より起算してひと月を超えて未納な場合には、自動的に退会とする。

第4章 運営委員

第9条（運営委員の種別、定員、任期、職務）

役員は原則として置かず、事務局を含む運営委員によって構成される。
ただし、事務局は運営委員の機能を有する。
また、アダムス代表として委員長、会計業務の責任者として会計を置く。

運営委員は次の各号に従う。

- 1 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 事務局は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う。さらに会計処理を含む一般業務を行う。
- 3 会計は、運営委員の中から選出し、会計業務の全てを行う。ただし、実務については事務局が行う。
- 4 運営委員は、運営委員会を組織して、この会則に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項も議決し、執行する。
- 5 運営委員は、第3条に定める会員憲章を全うできるよう運営する。
- 6 運営委員が辞任する場合は、辞意を申し出て運営委員会で承認する。また、運営委員を新任する場合は、会員本人が運営委員になる事を希望するか、会員の中から運営委員が推薦し本人も了承の上、運営委員会で承認する。

第10条（運営委員の選任）

運営委員は、正会員の中から選任し、さらに運営委員は、互選で委員長を定める。

ただし、人数は規定せず（目安として8名程度）、運営委員の任期も制限しない（目安として2年）。

第11条（報酬）

本会の役員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、運営委員会の承認を得たものに限り、その都度支弁することができる。

第5章 会議

第12条（種別）

本会の会議は、総会および運営委員会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。理事会は必要に応じて不定期開催とする（目標として四半期に一回開催）。

第13条（構成）

総会は、正会員をもって構成し、また運営委員会は運営委員をもって構成し、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を示した者は、出席とみなす。

- 2 総会および運営委員会は、委員長が招集する。

第14条（総会）

通常総会は、毎年1回開催し、次の事項について審議し、承認を受けなければならない。

- （1）事業計画および収支予算
- （2）事業報告および収支決算
- （3）運営委員の承認
- （4）会則の改廃
- （5）その他、運営委員会において必要と認めた事項

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）運営委員会が必要と認めたとき
- （2）正会員総数の5分の1以上から、総会に付議すべき事項を示して、総会の開催を要求されたとき

3 総会の議長は、委員長がこれにあたる。

第15条（議決）

総会および運営委員会の議決は、この会則に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会および理事会では、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

第6章 会計

第16条（経費）

本会の経費は、会員よりの事務費収入、寄付金および他の収入をもって、これにあてる。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 会則の改廃、解散等

第18条（会則の改廃）

本会則の改廃は、総会において正会員の同意を得なければならない。

第19条（解散）

本会の解散は、総会において正会員の同意を得なければならない。
本会の解散に伴う残余財産は、運営委員会の同意を得て、本会と類似の目的を有する他の法人または団体に寄付するものとする。

第8章 補則

第20条（細則）

本会則施行についての細則は、運営委員会および総会の議決を経て別に定める。

第21条（不測の事態）

本会則に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度運営委員会で対処し、総会で報告するものとする。

附則

本会則は、平成18年9月1日より施行する

カラーマネージメント協会アダムス細則

本細則は会則第8章第20条の定めによる。

第1章 会員

第1条

学生会員を希望する者は、学生証のコピーを添えて入会申込みをするものとする。

第2章 入会金および会費

第2条

入会金は徴収しない。

第3条

会員は、以下に定める事務費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年6000円を事務費として支払う
- (2) 学生会員 年2400円を事務費として支払う
- (3) 賛助会員 年1口以上(1口10,000円/2名まで)

会員の資格が変わった者は、資格変更のあった翌年度から、新資格に相当する事務費を納めるものとする。

第3章 運営委員の選出

第4条

会則第10条に定める運営委員は、現在の正会員の中から選任するものとする。

第4章 運営及び会員の特典

第5条 運営にまつわる報告や質問などはすべてMLでおこなう。

- 1 事務局から会員宛の連絡は、全て(又は原則として)メールで行う。
- 2 会員は、直接連絡の取れるアドレスを必ず取得すること。
- 3 メールアドレス変更の際は速やかに事務局に申し出ること。
- 4 連絡途絶後連絡なき場合は、電話等で確認し、処理する。
- 5 運営委員会で全ての議決を持ち、会員にはメールで承諾を得れば良いものとする。

第6条 会員の権利

会員は、ML参加と、勉強会の割引、勉強会のテーマの提案 / 招集の権利等の特典として有する。

第5章 補則

第7条

本細則の改廃は、運営委員会において審議し、総会の承認を必要とする。

附則

本細則は、平成18年9月1日より施行する。